

第22期 第23回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和5年5月18日（木）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	松 本 光 明
	会長代理	二本柳 勝
	委 員	東 田 義 廣
	〃	富 田 由 廣
	〃	田 高 利 美
	〃	松 下 誠 四 郎
	〃	木 村 慶 造
	〃	竹 林 雅 史
	〃	荒 谷 正 壽
	〃	尾 崎 幸 弘
	〃	坂 岡 正 彦
	〃	宮 野 昭 一
事 務 局	中 居 裕	中 居 裕
	堤 静 子	堤 静 子
欠席委員	南 谷 雅 人	南 谷 雅 人
	事務局長	長 根 幸 人
	主幹	出 町 英 志
県 側	主任専門員	八 島 美 奈 子
	水産振興課 副参事	三 橋 潤 一 郎
	総括主幹	清 藤 真 樹
	三八地方水産事務所 所長	田 村 直 明
	下北地方水産事務所 副所長	泉 田 哲 志

4 審議の結果

議案第1号：漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：漁業法に基づく特定水産資源(まさば及びごまさば太平洋系群)に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案について(諮問)

原案どおり答申することに決定された。

5 議事の経過

会 長

それでは、予定されている委員の皆さんがお揃いでありますので、ただ今から、第22期第23回青森県東部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

第22期第23回委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案2件の審議が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える14名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、富田委員と竹林委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議題に入ります。

議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

長根事務局長

それでは説明いたします、議案第1号、資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です、件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）、このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは漁業法に基づく規程により今回の諮問があったもので詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので事務局からは以上です。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、三橋副参事。

水産振興課 三橋副参事

それでは、議案第1号につきまして、補足説明させていただきます。

資料の方をおめくりいただいて、2ページ目を御覧ください。

いつものように漁業種類、それから漁業を営む者の資格、許可、または起業の認可をすべき漁業者の数について御説明させていただきます。

2ページ目、小型定置漁業でございます。

3段に分かれておりまして、上段は、東共第6号ということで、八戸鮫浦の組合員行使権者1人ということになっております。

2段目、3段目は、東共第12号、百石町漁協の組合員ということで、それぞれ1人ということになっております。

3ページ目を御覧ください、ほや、うに潜水器漁業でございます。

2段に分かれておりまして、上段は、東共第5号ということで、八戸鮫浦漁協で許可すべき者は1人と、それから、2段目ですけども、東共第7号の組合員行使権者ということで、八戸みなと漁協の組合員1人ということになっております。

2段目が、あわび潜水器漁業でございます。

東共第35号ということで、大畑町漁協、1人ということになっております。
それから、3段目が、4ページにも続いておりますが、ほや潜水器漁業ということで、同じく大畑町漁協1人ということになっております。
県からの補足説明は以上でございます。
御審議の方、よろしくお願ひいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願ひいたします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして発言する際は挙手の上、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いいたします。

御質問、御意見はありませんですか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

異議なしという声がありますので、それでは、議案第1号については、諮問のとおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおり決定し、県知事に答申することいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願ひます。

次に、議案第2号「漁業法に基づく特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群）に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第2号、資料の1ページ目を御覧ください、県からの諮問書です。

主要部分のみ読み上げます。

諮問書、特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群）に関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、令和5年4月26日付け5水管第325号で農林水産大臣から通知があったため、漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を別添のとおり定めることとしたいので、同条第2項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、諮問に至った経緯については、この諮問文にあるとおりで、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 清藤総括主幹

はい、会長。

会 長

はい、清藤総括主幹。

水産振興課 清藤総括主幹

それでは補足説明させていただきます、右上に議案第2号と書かれた資料を御覧ください。

3ページ目を御覧ください、令和5年4月26日付けで農林水産大臣から、本県に該当するものとして、まさば及びごまさば太平洋系群等に関する、令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分が通知されました。

知事管理漁獲可能量については、漁業法に基づき県資源管理方針に則して定めることとなっており、知事管理漁獲可能量を定めようとする時は、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないこととなっていますので、貴委員会へ諮問するところです。

2ページ目を御覧ください、こちらは、知事管理漁獲可能量の設定案です。

今般、本県の知事管理漁獲可能量を設定するのは、本県に数量配分のある、まさば及びごまさば太平洋系群となります。

また、まさば及びごまさば太平洋系群についての配分数量は、現行水準となっております。

これは、各魚種の配分数量を示さず、目安の数量を示すことで県資源管理方針に基づき、漁船隻数を漁獲努力量として定めた上で管理を行うものになります。

3ページ目にある、国からの通知では、目安数量も示されております、この数量を超えたとしても、採捕停止命令がかかるものではありませんが、県からの助言・指導等を行う場合がありますので、この点も御理解ください。

以上が補足説明となります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長

県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

御質問、御意見はありませんですか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

御質問、御意見もないようですので、諮問どおりとすることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、議案第2号「漁業法に基づく特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群）に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案について（諮問）」は諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

それでは、以上をもちまして議事を全て終了し、第22期第23回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後1時40分